

経 済 産 業 省

20181211 貿 局 第 1 号
輸入注意事項30第42号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年12月19日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部改正
について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年12月19日から施行する。

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成１２年３月３１日付け輸出注意事項１２第１５号・輸入注意事項１２第８号）

改 正 後	現 行
外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号。以下「法」という。）又は法に基づく命令の規定による経済産業大臣に対する申請等の手続であって輸出貿易管理規則（昭和２４年通商産業省令第６４号。以下「輸出規則」という。）、輸入貿易管理規則（昭和２４年通商産業省令第７７号。以下「輸入規則」という。）及び貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成１０年通商産業省令第８号。以下「貿易外省令」という。）の規定による電子情報処理組織を使用した申請の手続等の運用について、下記のとおり定め、平成１２年３月３１日から実施する。 記 1～17 （略） 18 電子申請の対象外手続 以下の手続については、電子申請の対象外とする。 (1)～(9) （略） (10) 輸入公表二の表の第１のイラクの項、北朝鮮の項、リビアの項、ソマリアの項及びシリアの項に掲げる貨物の承認申請 19・20 （略） 別紙参考様式第１・別紙参考様式第２ （略） 別紙様式第１～別紙様式第９ （略）	外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号。以下「法」という。）又は法に基づく命令の規定による経済産業大臣に対する申請等の手続であって輸出貿易管理規則（昭和２４年通商産業省令第６４号。以下「輸出規則」という。）、輸入貿易管理規則（昭和２４年通商産業省令第７７号。以下「輸入規則」という。）及び貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成１０年通商産業省令第８号。以下「貿易外省令」という。）の規定による電子情報処理組織を使用した申請の手続等の運用について、下記のとおり定め、平成１２年３月３１日から実施する。 記 1～17 （略） 18 電子申請の対象外手続 以下の手続については、電子申請の対象外とする。 (1)～(9) （略） (10) 輸入公表二の表の第１のイラクの項、北朝鮮の項、<u>エリトリアの項</u>、リビアの項、ソマリアの項及びシリアの項に掲げる貨物の承認申請 19・20 （略） 別紙参考様式第１・別紙参考様式第２ （略） 別紙様式第１～別紙様式第９ （略）